

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等 (※1) (いずれかに該当するもの)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 200 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計 > 100 m² 	3年ごと
2	観覧場 (※3)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 200 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 	令和5年 7月～ 10月
3	病院、診療所 (※4) 又は児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 300 m² 床面積の合計 > 200 m²かつ地階の床面積の合計 > 100 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 2階部分 (※2) (病院、診療所にあつては当該部分に患者の収容施設がある場合に限る) の床面積の合計 ≥ 300 m² 	
4	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 300 m² 床面積の合計 > 200 m²かつ地階の床面積の合計 > 100 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 2階部分 (※2) の床面積の合計 ≥ 300 m² 	3年ごと
5	共同住宅又は寄宿舍 (サービス付き高齢者向け住宅等 (※5) を除く)、下宿	<ul style="list-style-type: none"> 6階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 	令和3年 7月～ 10月
6	共同住宅又は寄宿舍 (サービス付き高齢者向け住宅等 (※5) に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 200 m²かつ地階の床面積の合計 > 100 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 2階部分 (※2) の床面積の合計 ≥ 300 m² 	

7	学校又は体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積の合計 > 2000 m² ・床面積の合計 > 200 m²かつ地階の床面積の合計 > 100 m² ・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² ・3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 	3年ごと 令和4年 7月～ 10月
8	博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積の合計 ≥ 2000 m² ・床面積の合計 > 200 m²かつ地階の床面積の合計 > 100 m² ・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² ・3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積の合計 > 500 m² ・床面積の合計 > 200 m²かつ地階の床面積の合計 > 100 m² ・建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² ・3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² ・2階部分（※2）の床面積の合計 ≥ 500 m² 	
10	事務所その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地階または3階以上の階いずれかの床面積の合計 > 100 m² (階数が5以上で、延べ床面積 > 1,000 m²の建築物に限る) 	
<p>※1 表中の「床面積の合計」は「その用途に供する部分」をいう。</p> <p>※2 当該部分が避難階にある場合を除く。</p> <p>※3 観覧場は屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>※4 診療所は患者の収容施設があるものに限る。</p> <p>※5 サービス付き高齢者向け住宅等とはサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームをいう。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用途		建築設備 (※1)	
		用途に供する規模等 (※2) (いずれかに該当するもの)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 200 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 建築物の階数が3以上で主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計 > 100 m² 	毎年 7月～ 10月
2	観覧場 (※3)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 200 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 	
3	病院、診療所 (※4) 又は児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 300 m² 床面積の合計 > 200 m²かつ地階の床面積の合計 > 100 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 	
4	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 300 m² 床面積の合計 > 200 m²かつ地階の床面積の合計 > 100 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 	
5	博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 2000 m² 床面積の合計 > 200 m²かつ地階の床面積の合計 > 100 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計 > 500 m² 床面積の合計 > 200 m²かつ地階の床面積の合計 > 100 m² 建築物の階数が3以上で地階の床面積の合計 > 100 m² 3階以上の階の床面積の合計 > 100 m² 	
7	事務所その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 地階または3階以上の階いずれかの床面積の合計 > 100 m² (階数が5以上で、延べ床面積 > 1,000 m²の建築物に限る) 	
<p>※1 建築設備 : [換気設備] 政令第112条第21項の規定による特定防火設備でヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置に設けたものに限る。</p> <p>※2 表中の「床面積の合計」は「その用途に供する部分」をいう。</p> <p>※3 観覧場は屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>※4 診療所は患者の収容施設があるものに限る。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

用 途		防火設備 (※1)	
		用途に供する規模等	報告の 時期
1	政令で指定される 建築物の用途	政令第16条第3項第2号に指定される建築物の用途に供する規模 等	毎年 7月～ 10月
※1 防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの (外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。)			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。